

平成 30 年 4 月 10 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成30年4月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市役所401会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案とおりにある。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	飯田三津雄 委員
2 番	池田 清茂 委員
3 番	池田 龍子 委員
4 番	石井 孝雄 委員
5 番	稲富 克紀 委員
6 番	上村 孝二 委員
7 番	内田 洋一 委員
9 番	笠 幸夫 委員
10 番	古賀 誠一 委員
11 番	古賀 喜治 委員
12 番	坂井 康孝 委員
13 番	平 壯一 委員
14 番	田 中 文 委員
16 番	手島富士雄 委員
17 番	富松 隆晴 委員
19 番	日比生和雄 委員
20 番	深川 嘉穂 委員
21 番	松延 洋一 委員
22 番	馬渡恵美子 委員
23 番	森崎 康洋 委員
24 番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は次のとおりである。

緒方 義範 委員 田中 弥生 委員

事務局の出席者は9名である。

議 長 それでは、ただいまから4月の農業委員会総会を開催させていただきます。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは1ページをお願いいたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので  
付議いたします。  
所有権移転、東部地域、1番から4番までの4件です。  
2ページをお願いいたします。  
西部地域、5番から8番までの4件です。  
賃借権設定、東部地域、9番1件です。  
3ページをお願いいたします。  
使用貸借権設定、東部地域、10番1件です。  
なお、9番につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号において、教育、医  
療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人がその権利を取得しよ  
うとする農地を当該の目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められ  
る場合は、農地所有適格法人でなくとも不許可の例外として農地を取得できるとされ  
ており、この案件では、\*\*\*\*\*が施設利用者の就労支援用地  
として貸借をするものです。  
以上、1番から10番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号  
の審査基準について、審査会において説明を行ってまいりましたが、不許可相当に  
該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上、説明を終わります。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了したがいまから裁決いたします。  
第1号議案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 はい、ありがとうございます。全員の挙手により第1号議案は可決されました。

議 長 続きまして、「第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは 4 ページをお願いいたします。

「第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請が提出されたので付議いたします。

西部地域、1 番から 2 番まで 2 件です。

1 番 申請地 大善寺町黒田 田 2 筆計 378 m<sup>2</sup>、申請理由 申請地を店舗及び露天駐車場の敷地として利用するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設として不許可の例外規定を適用しております。

2 番 申請地 藤山町 畑 136 m<sup>2</sup>、申請理由 申請地を貸露天資材置場として利用するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設として不許可の例外規定を適用しております。

なお、今回は、県農業会議の意見聴取案件はございません。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を聞きたいと思えます。それでは、西部審査会から報告をお願いいたします。

委 員 はい、西部審査会より、審議番号 1 番について説明いたします。地図ナンバーも 1 番です。転用目的は、店舗及び露天駐車場の敷地として利用するものですが、既に施工済みで使用しておりましたので、始末書付きの申請でございます。申請地は大善寺小学校から南西へ約 1.5 キロ、三瀧小学校から北へ約 1.2 キロのところに位置します。農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設ですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水、排水につきましては、自然流下により既存の側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。被害防除につきましては既存コンクリートブロックを利用して土砂の流失を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 2 番について説明をいたします。地図ナンバーも 2 番です。転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。申請地は上津クリーンセンターから南西へ 720 メートル、青陵中学校から西へ約 1.2 キロのところに位置します。農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨

水、排水につきましては北側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。被害防除につきましては、法面を保護して土砂の流失を防ぐ計画となっています。

これらの申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上 2 点につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題のないものと判断しております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議 長** 以上で審査会から報告を終わりました。  
それでは、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから裁決いたします。  
第 2 号議案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** はい、ありがとうございます。全員の挙手により第 2 号議案は可決されました。

**議 長** 続きまして、「第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事 務 局** それでは 5 ページをお願いいたします。  
「第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」  
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。  
東部地域、1 番から 6 ページ 6 番までの 6 件です。  
1 番 申請地、太郎原町 畑 487 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置するものです。  
2 番 申請地、善導寺町飯田 田 425 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。  
3 番 申請地、善導寺町飯田 畑 704 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

4番 申請地、善導寺町木塚 畑 2筆計 587 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

6ページをお開きください。

5番 申請地、田主丸町石垣 畑 3筆計 379 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を譲り受けて自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として不許可の例外規定を適用しております。

6番 申請地、田主丸町石垣 畑 399 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を取得し自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

西部地域、7番から8ページ16番までの10件です。

7番 申請地、上津町 畑 2,103 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を借り受けて露天駐車場として利用するものです。

8番 申請地、藤山町 畑 381 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を取得し、貸露天駐車場として利用するものです。

9番 申請地、荒木町荒木 田 2筆計 774 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

7ページをお開きください。

10番 申請地、大善寺町中津 田 510 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を借り受けて、露天駐車場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

11番 申請地、城島町下田 田 2筆計 371 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

12番 申請地、三潞町田川 田 2筆計 158 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を取得し、自己用住宅敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別な立地条件を必要とする事業として不許可の例外規定を適用しております。

13番 申請地、三潞町玉満 田 363 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

14番 申請地、三潞町玉満 田 5筆計 1,200 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を取得し宅地分譲(4区画)を行うものです。

8ページをお開きください。

15番 申請地、三潞町早津崎 田 3筆計 2,238 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を取得し、建売住宅(7戸)を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

16番 三潞町西牟田 畑 2筆計 902 m<sup>2</sup> 申請理由、申請地を取得し、集合住宅(1

棟8戸)を建築するものです。

なお、審議番号 15 番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。以上、説明を終わります。

**議 長** はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を聞きたいと思えます。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

**委 員** はい、それでは、東部審査会よりまいります。審議番号 1 番について説明いたします。地図 3 番でございます。転用目的は、太陽光発電設備を設置するものでございます。申請地は道の駅くるめから北西へ約 700 メートル、JAくるめ園芸流通センターから東へ約 650 メートルのところでございます。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって、500 メートル以内に小学校、保育園及び病院等の公共施設がございますので、第 3 種農地と判断しております。雨水排水につきましては敷地内で地下浸透により処理されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては周囲にコンクリートブロック及びフェンスを新設して土砂の流出を防ぐ計画でございます。

続きまして、審議番号 2 番でございます。地図 4 番でございます。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。申請地は善導寺小学校から南東へ約 870 メートル、JR善導寺駅から北東へ約 450 メートルのところに位置します。農地区分につきましては上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって 500 メートル以内に小学校、保育園及び病院等の公共施設がある農地でございますので、第 3 種農地と判断しています。雨水排水につきましては、自然流下により東側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては既存のコンクリートブロックを利用して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 3 番にまいります。地図 5 番でございます。転用目的は、露天駐車場として利用するものです。申請地は善導寺小学校から東へ約 850 メートル、JR善導寺駅から北へ約 900 メートルのところでございます。農地区分につきましては 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的は地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては自然流下により隣接します境内地を経由して東側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックの利用及び既存の法面を保護して土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次に審議番号 4 番でございます。地図 6 番でございます。転用目的は、露天資材置場として利用するものでございますが、申請地には既に造成がされておりましたので、始末書つきの申請でございます。申請地は善導寺小学校から西へ約 850 メートル、

道の駅くるめから北へ約 1 キロのところでございます。農地区分は 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的は地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては自然流下により東側道路側溝及び西側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては既存のコンクリートブロックを利用して土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次に審議番号 5 番にまいります。地図 7 番でございます。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張を行うものです。申請地は水縄小学校から北へ約 250 メートル、水縄保育園から東へ約 250 メートルのところでございます。農地区分につきましては 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては地下浸透により申請地内で処理されます。汚水、生活雑排水につきましては、下水道へ接続されます。被害防除につきましては擁壁及び石垣により土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次に審議番号 6 番でございます。地図 8 番でございます。転用の目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は水縄小学校から東へ約 530 メートル、社会福祉法人ひじり会から北へ 250 メートルのところでございます。農地区分は 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては敷地内に新設する溜桝を経由して南側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されております下水道管に接続されます。被害防除につきましては周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画です。

これらの全ての申請案件について、排水承諾等、添付資料の確認をしております。

以上 6 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題がないものと判断をいたしましたところでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

**委 員** 続きまして、西部地域の審議番号 7 番について説明いたします。地図ナンバーは 9 番です。転用目的は、露天駐車場として利用するものです。申請地は久留米工業大学から東へ約 260 メートル、のぞえ総合診療病院から南へ約 270 メートルのところに位置します。農地区分については、10 ヘクタール未満規模の農地の広がりがある区域の農地であって、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地として判断しております。雨水排水につきましては敷地内に新設する溜桝を経由して北側道路側溝



へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。被害防除につきましては周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 8 番について説明いたします。地図ナンバーは 10 番です。

転用目的は、貸露天駐車場として利用するものです。申請地は久留米工業大学から北東へ約 170 メートル、のぞえ総合診療病院から東へ約 160 メートルのところへ位置します。農地区分については、10 ヘクタール未満規模の農地の広がりがある区域の農地であって、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地として判断しております。雨水排水につきましては自然流下により北側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。被害防除につきましては法面を保護することにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 9 番について説明いたします。地図ナンバーは 11 番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。申請地は荒木小学校から南へ約 450 メートル、荒木中学校から西へ約 950 メートルのところに位置します。農地区分については、10 ヘクタール未満規模の農地の広がりがある区域の農地であって、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地として判断しております。雨水排水につきましては自然流下により北側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。被害防除につきましては周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 10 番について説明いたします。地図ナンバーは 12 番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。申請地は大善寺保育園から北西へ約 280 メートル、松岡病院から南へ約 380 メートルのところに位置します。農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては自然流下により北側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。被害防除につきましては周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 11 番について説明いたします。地図ナンバーは 13 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は下田小学校から南へ約 430 メートル、城島ふれあいセンターから北へ約 690 メートルのところに位置します。農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては自然流下により西側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては合併浄化槽を経由して西側水路へ放流されます。被害防除につきま

しては周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。続きまして、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 14 番です。転用目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものですが、既に施工済みでしたので、始末書つきの申請でございます。申請地は久留米南病院から南へ約 950 メートル、西鉄三潯駅から東へ約 1 キロのところへ位置します。農地区分については、10 ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては敷地内に設置されている溜桝を經由して北側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては合併浄化槽を經由して北側道路側溝へ放流されます。被害防除につきましては周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 15 番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は三潯中学校から西へ約 130 メートル、三潯総合体育館から北へ約 370 メートルのところへ位置します。農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。雨水排水につきましては敷地内に新設する溜桝を經由して東側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては合併浄化槽を經由して東側の水路へ放流されます。被害防除につきましては周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 14 番について説明いたします。地図ナンバーは 16 番です。転用目的は、宅地分譲(4 区画)を行うものです。申請地は西鉄犬塚駅から南へ約 90 メートル、安本病院から東へ約 220 メートルのところに位置します。農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。雨水排水につきましては自然流下により新設する道路の側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては合併浄化槽の設置区域となっています。被害防除につきましては周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 15 番について説明いたします。地図ナンバーは 17 番です。転用目的は、建売住宅(7 戸)を建築するものです。申請地は三潯保育園から北へ約 530 メートル、西鉄大善寺駅から南へ約 820 メートルのところへ位置します。農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては新設する溜桝を經由して南側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては合併浄化槽を經由して南側の水路へ放流されます。被害防

除につきましては周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 16 番について説明いたします。地図ナンバーは 18 番です。転用目的は、集合住宅(1 棟 8 戸)を建築するものです。申請地はJR西牟田駅から北へ約 430 メートル、十連病院から東へ約 1.2 キロのところのところに位置します。JR西牟田駅からおおむね 500 メートル区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。雨水排水につきましては自然流下により北側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては新設する合併浄化槽を經由し北側の道路側溝へ放流されます。被害防除につきましては周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これらの全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上 10 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方はお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから裁決いたします。  
第 3 号議案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 はい、ありがとうございます。全員の挙手により第 3 号議案は可決されました。

議 長 続きまして、「第 4 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、9 ページをお願いいたします。  
第 4 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。  
第 1 区 1 番 1 件です。

1 番 申請人、宮ノ陣町大杜 \* \* \* \* \* 経営面積 24,485 m<sup>2</sup>、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。以上で説明を終わります。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから裁決いたします。  
第 4 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 はい、ありがとうございます。全員の挙手により第 4 号議案は可決されました。

議 長 続きまして、「第 5 号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 10 ページをお願いいたします。

第 5 号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第 1 区 1 番から 12 ページ 7 番までの 7 件です。

1 番 所在地 荒木町荒木 田 3,296 m<sup>2</sup> 推進機構からの買い入れとなります。

2 番 所在地 荒木町下荒木 田 1,156 m<sup>2</sup> 推進機構への売り渡しとなります。

3 番 所在地 大橋町合楽 田 2 筆計 4,625 m<sup>2</sup> 推進機構からの買い入れとなります。

11 ページをお願いいたします。

4 番 所在地 大善寺町中津、安武町住吉 田 5 筆計 3,625.06 m<sup>2</sup> 推進機構からの買い入れとなります。

5 番 所在地 大善寺町夜明、安武町武島 田 5 筆計 2,933 m<sup>2</sup> 推進機構への売り渡しとなります。

6 番 所在地 宮ノ陣町大杜 田 1,223 m<sup>2</sup> 推進機構への売り渡しとなります。

12 ページをお開きください。

7 番 所在地 宮ノ陣町若松 田 2 筆計 6,112 m<sup>2</sup> 推進機構からの買い入れとなりま

す。

第2区 8番1件です。

8番 所在地 田主丸町牧 田4筆計3,362㎡ 推進機構への売り渡しとなります。

第3区 9番から13ページ11番までの3件です。

9番 所在地 北野町大城 畑475㎡ 推進機構への売り渡しとなります。

13ページをお願いいたします。

10番 所在地 北野町大城 畑、田4筆計4,972㎡ 推進機構への売り渡しとなります。

11番 所在地 北野町八重亀 田1,283㎡ 推進機構への売り渡しとなります。

第4区12番1件です。

12番 所在地 城島町檜津 田5筆計8,746㎡ 推進機構からの買い入れとなります。

14ページをお開きください。

第5区 13番から15番までの3件です。

13番 所在地 三潞町西牟田 田2筆計1,562㎡ 推進機構からの買い入れとなります。

14番 所在地 三潞町西牟田 田2筆計2,428㎡ 推進機構への売り渡しとなります。

15番 所在地 三潞町原田 田3筆計10,460㎡ 推進機構からの買い入れとなります。

以上、1番から15番までの案件につきましては、経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから裁決いたします。  
第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 はい、ありがとうございます。全員の挙手により第5号議案は可決されました。  
よって、久留米市長へ通知いたします。

議 長 続きまして、「第 6 号議案 久留米市農業委員会事務局規程の一部改正について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、15 ページをお開きください。  
第 6 号議案 久留米市農業委員会事務局規程の一部改正について、組織改正に伴い久留米市農業委員会事務局規程の一部を改正したいので付議いたします。  
久留米市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程  
久留米市農業委員会事務局規程(昭和45年11月1日久留米市農業委員会規程第 1 号)の一部を次のように改正いたします。  
こちらの案件は主幹職が人事異動したことにより、事務局規程を一部改正したものです。  
16 ページをお開きください。  
こちらの表は事務局規程の新旧対照表となっております。左側は現行の内容、右側は改正案となっております。主幹の人事異動により組織の第 3 条の「主幹」の記載を削除。次に職務権限等 第 4 条になりますが、主幹の事務局処理等についての削除。  
17 ページをお願いいたします。  
代決 第 7 条 「局長に事故あるとき、又は欠けたときは主幹が、」の「主幹」部分を「課長補佐」に、「主幹に事故あるとき」の「主幹」部分を「課長補佐」に、「又は欠けたときは課長補佐が」の「課長補佐」部分を「主査」に改正しております。以上で説明を終わります。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから裁決いたします。  
第 6 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 はい、ありがとうございます。全員の挙手により第 6 号議案は可決されました。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第4号 職員の任免について  
事務局の説明を省略いたします。それでは、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 それでは、質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。  
したがって報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

議 長 次にお諮りをいたします。当総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字その他の書類を要するものにつきましては、処理を議長に委任されたいと思っております。異議はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 はい、異議はなし、と認めます。よって議決されました案件で、条項、字句、数字その他の書類は議長に委任することに決定いたしました。

議 長 ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。  
久留米市農業委員会規則第10条第2項の規定により  
12番坂井康孝委員、23番森崎康弘委員をお願いいたします。  
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。